

会 告

昭和 34 年 2 月

電 気 泳 動 学 會

九州大学医学部において開かれました第9回電気泳動学会総会における決議事項は下記の通りでありますので御報告いたします。

I 第9回電気泳動研究会総会

1. 生物物理化学 5巻1号掲載の昭和31年度および昭和32年度の決算報告の承認。
2. 電気泳動研究会の発展的解消と電気泳動学会の設立。

II 電気泳動学会設立総会

1. 電気泳動学会会則の承認（下記参照）
2. 児玉桂三氏の電気泳動学会会長就任。
3. 評議員の決定（下記参照）
4. 会長による幹事の指名（下記参照）
5. 電気泳動学会設立総会を第9回電気泳動学会総会と呼び、次年度以降においても総会は電気泳動研究会総会をひきついだ回数を以て呼称すること。
6. 電気泳動学会は電気泳動研究会の事業および經理を引きつぐこと。

III 来年度総会 新潟大学医学部 総会会長 堀哲郎教授**シンポジウム リボプロテイン****電気泳動学会会則****總 則**

1. 本会は電気泳動学会という。
2. 本会は電気泳動とその応用に関して
 - 1) 会員の研究を発表すること
 - 2) 会員の研究の便宜をはかることを目的とする。
3. 本会は前条の目的を達するために次の事業をおこなう。
 - 1) 研究発表会、講演会等の学術的会合を開くこと
 - 2) 会誌を発行すること
 - 3) その他幹事会の決議で適當と認められたこと
4. 本会は事務所を東京大学医学部生化学教室内におく。
5. 本会は必要に応じ支部をおく。
6. 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
7. この会則の実行に必要な細目は、幹事会の決議によつて定められる。
8. この会則の変更は総会の決議によりおこなう。

会 員

9. 本会は通常会員、特別会員および贊助会員よりなる。

通常会員は電気泳動およびその応用に関して学問的興味を有する個人とする。

特別会員は電気泳動またはその応用に関して貢献したもの、または本会の目的遂行に貢献したもので、総会の決議により推薦された個人とする。

贊助会員は本会の目的に賛同してその事業を援助する個人または団体とする。

10. 会員は会費を納入しなければならない。
11. 会員は会誌に寄稿することができる。
12. 会員は会誌の配布をうける。ただし会費を納入しない会員に対しては、会誌の配布を停止する。
13. 会員は会の運営に関して意見を述べて、その審議を求めることができる。

幹事、評議員、幹事および会議

14. 本会の会長は総会の決議により決定する。

会長は本会を代表し、会務を総理する。